二　環境の保全に資する地理調査（以下「環境地理調査」という。）を行うこと。
三　環境の保全に資する地理に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。
四　環境の保全に資する地理に関する調査図及び局地図の作成に関すること。
五　陸水調査に関すること。
六　環境の保全に資する沿岸海域基礎調査に関すること。
七　前二号に掲げる調査に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。
八　第一号に関する調査及び研究を行うこと。
九　第二号、第五号及び第六号に掲げる調査に関する機械器具の開発、改良及び研究を行うこと。
十　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、測量その他の国土の管理に係るものに関すること（環境地理調査に関連するものに限る。）。

（防災地理課の所掌事務）

第五十七条の二　防災地理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　災害の防止に資する地図等及びその数値化情報の収集及び処理に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。
二　災害の防止に資する地理調査（以下「防災地理調査」という。）を行うこと。
三　災害の防止に資する地理に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。
四　災害の防止に資する地理に関する調査図及び局地図の作成に関すること。
五　災害の防止に資する沿岸海域基礎調査に関すること。
六　前号に掲げる調査に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。
七　第一号に関する調査及び研究を行うこと。
八　第二号及び第五号に掲げる調査に関する機械器具の開発、改良及び研究を行うこと。
九　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、測量その他の国土の管理に係るものに関すること（防災地理課の所掌事務に関連するものに限る。）。

（応用地図課の所掌事務）

第五十七条の三　応用地図課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地理調査を行うこと（環境地理課及び防災地理課の所掌に属するものを除く。）。
二　前号に掲げる調査に関する機械器具の開発、改良及び研究を行うこと。
三　地図及び地理調査の成果の刊行に関すること。
四　地図の編集に関すること。
五　地図等の数値化情報の画像処理に関すること（地理空間情報部の所掌に属するものを除く。）。
六　情報通信システムを利用した災害、防災に資する地理調査等に関する成果及び資料の検索及び提供に関すること。
七　第一号に掲げる調査に関する研究（地理地殻活動研究センター並びに環境地理課及び防災地理課の所掌に属するものを除く。）並びに第四号から前号までに掲げる調査及び研究を行うこと（基本図情報部の所掌に属するものを除く。）。

第七十六条第三項中「第五十四条第五号」を「第四十二条第四号」に改め、同条第五項中「地方測量部」の下に「（北陸地方測量部を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三十四号を同項第三十五号とし、同項第十七号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定による緊急調査の実施に関すること。

第三十八条の三第一項中「関東地方整備局」の下に「、中部地方整備局」を加える。

第四十五条第二項中「中部地方整備局」を「東北地方整備局」に改め、「近畿地方整備局」の下に「、中国地方整備局」を加え、「整理するものを」の下に「除き、中部地方整備局にあっては、総合土砂管理官及び河川保全管理官が整理するものを」を加える。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（総合土砂管理官）

第四十五条の二　中部地方整備局の河川部に、総合土砂管理官一人を置く。

2　総合土砂管理官は、河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備、地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設及び海岸に係る総合的な土砂の管理に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務を整理する。

第四十七条の三第一項中「中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の河川部」を「河川部（関東地方整備局、北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）」に改め、同条第二項中「整理するものを」の下に「除き、中部地方整備局にあっては、総合土砂管理官が整理するものを」を加える。

第五十四条の三第一項中「十六人」を「十七人」に改める。

第五十五条の九の二第二項中「関東地方整備局にあっては、」の下に「特定離島港湾計画課及び」を加える。

第五十五条の十二の次に次の一条を加える。

（土砂処分管理官）

第五十五条の十三　北陸地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、土砂処分管理官一人を置く。

2　土砂処分管理官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に関する国の直轄工事に伴い発生する土砂の処分に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務を整理する。

第六十四条の二第一項中「及び近畿地方整備局」を「、近畿地方整備局及び中国地方整備局」に改める。

第八十九条第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による緊急調査の実施に関すること。